小型動力ポンプ積載水槽車（春日居１部）　仕様書

１．総　則

○この仕様書は、笛吹市（以下「当市」という）が平成１９年度に購入する小型動力ポンプ付積載水槽車（以下「車輛」という）の艤装及びこれに関する一切の規格について定めるものである。

この車輛は「道路運送車輛法」（昭和２６年法律第１８６号）「道路運送車輛の保安基準」（昭和４９年９月２０日自治省３５号）
その他関係各種消防機器の技術上の規格及び日本工業規格の適合すること。

この車輛は、日本消防検定協会の小型動力ポンプの受託試験に合格したポンプを積載し、山梨県公安委員会の緊急指定車輛の申請に承認が得られ、かつ山梨県陸運支局の車輛検査に合格し新規登録手続きを完了した物を当市へ納入すること。

受注者は、この車輛の艤装にあたり仕様書の目的が達成されるように当市と協議を行い、細部事項の確認を行なうこと。なお本仕様に疑義が生じた時は直ちに当市に連絡し指示を受けるとともに速やかに確認の図書を交わし承認の受け誤りの無きようにすること。

車輛の中間検査（塗装前）は取付品等を仮留め、または仮留めできる状態にて行なう。なお検査申請を予定日の１０日前に書面をもって提出すること。

登録手続きについては新規登録に関わる、重量税・自賠責保険・登録法定手数料及び現行の消防車両の廃車（完全抹消登録）費用等一切は契約金額に含めるものとする。
また、自賠責保険、重量税の還付金が発生した場合は、手続き費用を契約金に含み、完全抹消登録後は、証する書類を添付すること。

機材等の使用方法について、当市が指導依頼をしたときは誠意を持ってこれを指導すること。

２．提出書類

○受注者は契約後5日以内に、次に掲げる書類を提出し承認を得ること。

　１．製作工程表　３部
　２．外観五面図　３部
　３．その他、当市が指示するもの

○受注者は車輛納入時に次に掲げる書類を提出すること。

　１．完成図面　３部
　２．各装置の取扱説明書（車輛､ポンプ等の各メーカー発行の物）
　３．車検書類、リサイクル預託金証書及び自賠責保険証書
　４．カラー完成写真（車輛前後左右各３部）
　５．その他、当市が指定するもの（指示部数）

３．仕　様

〇シャシ仕様

２ｔ積載ベース車輌（消防シャーシ）とする。

６人乗りダブルキャブ、高床セミロング、４輪駆動、寒冷地仕様車、最新長期排出ガス規制適合であること。（クーラー標準装備）、オルタネーター大容量バッテリー（８０Ａ以上）

車庫寸法

車両全長　　　６，０００mm以下

車両全高　　　２，８００mm以下

車両全幅　　　２，１００mm以下

〇シャシ標準装備

シャシ装備には以下の物品を装備するものとする。

サイドバイザー×全ドア、フロアーマット×一式、ジャッキ及び車載工具×一式、AM・ＦMラジオ、電動格納ミラー、スタッドレスタイヤ×全輪、タイヤチェーン×一式

〇積載ポンプ仕様

車輌に積載するポンプは下記の仕様に適合する物とすること。

Ｂ－３級・最大出力１３.５ｋｗ（１８ｐｓ）以上、乾燥重量４３kg 以下、燃料タンク容量４Ｌ以上、空冷式、分離給油式以上のものとする。同等品以上であること。

〇艤　装

１．水　槽

水槽はオールステンレス製（ＳＵＳ３０４以上の材質）の円筒丸型とし、キャビン後面に積水量１３５０Ｌ以上を確保させ、水圧及び揺動による変形、水漏れが生じないよう内部には防波板（３枚程度）を有効に配置し設置する。

水槽に水を補給する為の水槽補給口×１口、水の補給過剰を防ぐオーバーフロー×１箇所、上部マンホール等に昇降する為のステップをそれぞれ設ける。

水槽は、内部清掃等の管理が便利なように上部にはマンホール、下部には給水兼用のドレンを設ける。なお、給水用の蛇口については、脱着式とする。

水量計は水槽後部のポンプ操作時に見易い位置取り付ける。

水槽上部には滑り止めのアルミ縞板にてステージを設け、左右及び後部を２段手摺りパイプにて囲うこと。

２．ポンプ及び配管関係

小型動力ポンプは車体後部右側に、操作部方向を開口したボックス内に納めて固定する。

小型動力ポンプ収納ボックスは上面をアルミ縞板にて、隊員が乗っても支障が無く、開閉ができる構造とする。

小型動力ポンプの排気及びポンプドレン、ポンプ冷却水等は車体下部へ排出できるように施す。

ポンプ吸水口には、フレキシブル管を用いポンプ吸水及び水槽吸水が出来る様に固定配管と連結する。

ポンプ及び吸水用の固定配管は、ステンレス製（ＳＵＳ３０４以上の材質）とし、水槽側に水槽吸水ボールコック、車輌後部側にポンプ吸水ボールコックをそれぞれ設ける。

各露出配管は、凍結を防止する為に電熱線ヒーターを巻きつけ、電源コンセントはマグネット式のコンセントを用いて各操作に支障をきたさない位置に取付ける。

３．消防資機材収納及びその他艤装

水槽上部ステージに、吸水管６５㎜×６ｍ×１本の収納装置を取付ける。

車体左側上部に水槽上部ステージよりブラケットをだし、長鳶口（１．８ｍ）が２本収納可能な収納装置を設ける。

水槽左右にホースラックを取り付ける。なお車体重量を鑑み収納本数は当市と別途協議して施工する。

水槽前方下部に、歩行者等の巻込みを防止する為のサイドガードパイプをホースラック及び車体フレーム等に固定して取付ける。

車体左側サイドガードパイプと車体フレームの間に網目状のラックを設置する。

車体右側ホースラックの後ろ側に自動車用消火器１０型を取付ける。

車体左右後輪には角型フェンダーを取付け、フェンダー後側には泥除けゴムを取付ける。

車体後部左右下側に（水槽後部左右下）に収納ボックス設け、扉は上開きとする。なお車輌重量を考慮して製作すること。

後部左右下側ボックス上面をアルミ縞板にてつなぎ、一体型のステージ（ステップ）を設け、車体後面側は左右ボックスと一体型に見えるようにパネルを設けコンビネーションランプ及びナンバープレートを取付ける。また後部灯火類を妨げないように配慮した昇降用足掛けを後面左右設ける。

後部ステージ上面には、右側に前項記載の小型動力ポンプを配置し、左側には収納ボックス（開口は車体後側）を配置して、ボックス左側に４０㎜ホース×４本用の背負子の収納枠を設ける。

ボックス上面はアルミ縞板にて水槽上部に昇降する為のステップを兼用出来る様にし、後部側に昇降し易いよう１段手摺りを設ける。上面にフォグガンの収納装置を取付ける。

背負子枠前側に、地下式消火栓開閉器、スタンドパイプ、管鎗の収納装置を取付ける。

キャブ正面に消防団章を取付ける。

車両後部に部旗受けを設置すること。サイズについては、部と別途協議する。

文字、配色、設置、書体等については、市役所の指示を受けること。

４．電装関係

艤装関係の電源は、バッテリーあがりを防止する為、バッテリー付近に艤装ヒュージブルリンクを介して艤装メインリレーを取付ける。艤装メインリレーにはサージ対策を施すこと。また、艤装メイン電源の操作はキャブ室内ダッシュパネルの扱いやすい位置にＡＣＣ連動のメインスイッチを設けて操作出来る様にすること。

艤装メインリレーからきた電源は艤装ヒューズボックスを介して、それぞれの電装機器に振り分けること。

車両本体の、バッテリー上がりを防ぐため、自動充電器を取り付ける。また車両後部のポンプ付近にポンプ用非常用バッテリーブースターコード及び切り替えスイッチを設ける。充電器電源コンセントはマグネット式とし車両が出動時に、容易に外れるものとする。

キャブ天井前側に、標識灯及５０Ｗスピーカー内蔵型の散光式赤色警光灯を台座を設けて取付ける。

水槽上部ステージに下向きの作業用ハロゲンライトを取り付ける。

キャブ室内、ダッシュパネルに付近に広報用カセットプレーヤー及び電子サイレンアンプを取付け、マイクは操作の支障をきたさないよう取付ける。

キャブ室内及び車両後部ステージのホンプ周辺に無線機【笛吹市消防団波（送受信）、関係消防本部波（受信）】を取付ける。なお、外部取付は収納ボックスと合わせて配置するものとし、その配置箇所はと別途当市と協議すること。

ポンプ操作者と筒先の作業者との無線連絡が取れるよう、車内の他にスピーカー一体式マイクを設ける。その配置箇所は別途当市と協議すること。

水槽上部に１０ｍ以上の電気ドラムにて取り外して使用が可能な伸縮式のサーチライトを設

置すること。取付け箇所は前方右側に前向きで１箇所、後方左側に後ろ向きに１箇所とする。点灯消灯の操作はサーチライト本体に取付けられたスイッチにて行なう。

後部側開口の収納ボックス及び車体後部左右下側のボックスにはそれぞれ都型のボックス内灯を各１個取付け、操作はキャブ内に全ボックス内灯の電源スイッチを設け、各ボックスの扉連動で点灯消灯が出来るようにする（ボックス内灯電源スイッチがＯＦＦの時は、扉の開閉に関わらずボックス内灯は点灯しないこと）。

前項にも記載の通り、各露出配管部には凍結防止の電熱ヒーターを巻きつけ、電源コンセント接続と同時に発熱するようにすること。

〇塗装・記入文字

塗装については、当該箇所の脱脂等下地処理を十分に行い、パテ付け処理、サフェーサー塗装を施して上塗りをすること。上塗りは３回以上とし十分な艶出しすること。

耐食性を有する金属（アルミ材、ステンレス材、砲金等）には塗装をしなくても良い。但し消防車輌として陸運支局の検査に合格する為に水槽に関しては上記の通り塗装を実施すこと。（車体赤色部面積の関係）

塗装色は、外装については赤色、収納ボックス内部についてはオリエンタルグリーンまたはライトグリーンにすること。また車体下廻りは出来る限り黒色にて塗装すること。

記入文字については、当市より別途指示するとおり実施すること。

〇その他

上記の仕様内容にある消防資機材、取付品等は添付の別表一覧にも記載しておくので、内容、数量を確認すること。

本消防車輌は消防団での使用という性質上、２００４年６月９日改正道路交通法公布の２００７年６月２日より施行される普通自動車免許制度に則り、消防団員が普通自動車運転免許で運転できるよう車輌総重量５０００kg 未満で製作し登録すること。

受注者は本車輌製作にあたって、現行法及び物理的不可能な事由等によりの本仕様の施工が難しい項目が発生した場合には直ちに当市に連絡し協議すること。

乗車人員の安全確保を最重要事項として製作にあたること。

長年使用することを考慮し、防錆、防蝕、変形などには十分配慮して施工すること。

検査及び検収は、仕様書及び艤装承認図面にて当市が実施する総合的な検査の結果、不都合と認められた箇所については直ちに修正、修理、部品の交換を実施し再検査を受けるものとする。また検査の結果、当市との協議無く仕様書及び艤装承認図面の通りの施工がなされていない場合及び不適当と認められた場合は、引取り、検収を拒否することもある。

補償期間については、本車両納入日２年間とする。補償期間においても設計不良、艤装製作不良等の重大な不備が認められた場合、受注者が直ちに無償修理をすることとする。またこの期間中サービス点検を１回以上（オイル交換を含む）実施すること。ただし、補償期間以後においても、設計不良艤装不良等重大な過失による故障等については、受注者と協議の上、直ちに無償修理をするものとする。